

2025年4月から一部法改正に伴い 普通車のマニュアル免許（MT）の取得方法は2つのプランから選べます!!

PLAN 1

○ 従来からのマニュアル車（MT）教習プラン（しばらくの期間継続される予定です）

特徴 ● 従来からの内容で特に変更はありません。

（第1段階で1時限、第2段階で4時限のAT車の教習があります）

- 教習のほとんどをMT車を用いますので、MT車の取り扱いに対する知識と技量が深く身に付きます。

教習の流れ

1段階（最短15時限）みきわめ良好→修了検定→仮免学科試験→仮免許証交付

2段階（最短19時限）みきわめ良好→卒業検定→卒業証明書交付

技能教習の最短時限数は34時限です

PLAN 2

○ 法改正による新教習プラン【オートマチック車（AT）教習+AT車限定解除】

この方式も従来からあった方式ですが、法改正により規制が緩和されている特徴があります。

特徴① AT免許の卒業検定に合格し、卒業証明書の交付を受ければすぐ始めることが可能になりました。

（従来は免許センターで学科試験に合格し、運転免許証の交付を受けた後、AT車限定解除を行うシステムでした）

特徴② 技能審査に合格した際に発行される「技能審査合格証明書」の有効期間が従来の3か月から1年に変更されました。

特徴③ AT限定解除教習はAT車で路上を運転するスキルを身につけた方がMT車の特徴であるクラッチ及び変速操作などを場内コースの中で行う教習です。

路上教習はありません。検定も場内コースになります。

すぐにはMT車を運転する予定はないけれどMT免許を取得しておきたい方にはピッタリの取得プランです。

教習の流れ

1段階 AT車（最短12時限）みきわめ良好→修了検定→仮免学科試験→仮免許証交付

2段階 AT車（最短19時限）みきわめ良好→卒業検定→卒業証明書交付（AT限定）

技能審査教習 MT車（最短4時限）→みきわめ良好→卒業検定→技能審査合格証明書交付

技能教習の最短時限数は35時限です

「卒業証明書（AT限定）」と「技能審査合格証明書」を一緒に持って免許センターへ行き学科試験に合格すればMT免許が交付されます。手続きにかかる運転免許申請手数料は、PLAN1の方と同じです。